

# 一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則

## 第 1 章 生殖補助医療胚培養士認定申請

- 第 1 条 認定の審査は生殖補助医療胚培養士認定委員会（以下「委員会」という）が行い、認定は理事会が行う。
- 2 一般社団法人日本卵子学会（以下「学会」という。）は、資格審査のための日程、手続き方法、認定方法、審査料、その他について、学会の機関誌等を通じて公示する。
- 第 2 条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査に申請する者は、次に掲げるものをすべて満たしていなければならない。
- (1) 学会の会員であること
  - (2) 次の各号のいずれかに該当すること
    - ① 大学または大学院にて医学、農学、生物学等を修得した学士、修士、博士
    - ② 学校教育法に規定する専修学校を卒業した臨床検査技師
    - ③ 委員会が上記と同等以上であると判断した者であること
  - (3) 委員会が主催する講習会を受講していること
  - (4) 公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「日本産科婦人科学会」という）が認定する体外受精・胚移植の施設で、資格認定審査の実施日の時点で1年以上の臨床実務経験を有していること
  - (5) 生殖補助医療に対する高い倫理観と品位を有していること
  - (6) 本学会学術集会あるいは本学会主催講習会（胚培養士セミナーを含む）あるいは関連する学会に最近 1 ヶ年以内に 2 回以上参加していること 関連する学会とは第 12 条に示されたものを指す。
- 第 3 条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査を希望する者は、次に掲げる書類に審査料を添えて申請しなければならない。
- (1) 資格審査申込書
  - (2) 履歴書（市販の A4 様式）
  - (3) 成績証明書等
    - ① 第2条 (2) ①に該当する者で、大学を卒業した者は、卒業証明書と成績証明書。大学院を卒業した者は、修了証明書及び成績証明書及び学部の成績証明書
    - ② 第2条 (2) ②に該当する者は、卒業証明書と成績証明書、臨床検査技師免許証のコピー

- ③ 第2条 (2) ③に該当する者は、大学及び専修学校卒業と同等以上であることを証明する書類
- (4) 委員会が実施する講習会の受講証明書
- (5) 生殖補助医療臨床実務経験証明書  
日本産科婦人科学会が認定する登録施設の実施責任医師による証明書（委員会所定の様式）
- (6) 所属する施設が日本産科婦人科学会の登録施設である旨の登録証の写し
- (7) 研修記録  
30 例の実施記録（委員会所定の様式）  
\* これらの症例は申請の直近 2 ヶ年以内に所属施設で生殖補助医療を施行したものに限り、さらに 30 例中から 3 症例について記載した症例記録（委員会所定の様式）が必要である。
- (8) 本学会学術集会、本学会主催講習会あるいは関連する学会に、最近 1 ヶ年以内に 2 回以上の参加を証明する学会参加章の写し
- (9) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

- 第 4 条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査は、年 1 回実施する。
- 2 認定試験は、筆記試験及び口述試験とし、試験問題は委員会が作成する。
  - 3 委員会は、合否を判定し、理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。
  - 4 理事会は、認定合格者を生殖補助医療培養士原簿に登録し、合格者には認定証を交付する。
  - 5 理事会は、合格者名を学会の学術集会及び学会の機関誌で公表する。
  - 6 審査受験料は 30,000 円とする。

## 第 2 章 生殖補助医療胚培養士資格認定講習会

- 第 5 条 生殖補助医療胚培養士資格認定講習会は、年 1 回実施する。
- 2 受講料は 30,000 円とする。

## 第 3 章 生殖補助医療胚培養士資格の更新

- 第 6 条 生殖補助医療胚培養士の資格は 5 年毎に更新するものとする。但し、休職期間の資格の凍結を行う場合はこの限りではない。

- 第 7 条 資格の更新審査は委員会が行う。

- 第 8 条 生殖補助医療胚培養士資格の更新を申請する者は、次に掲げるすべてを満た

していなければならない。

- (1) 学会の会員であること
- (2) 日本産科婦人科学会の登録施設において、継続して生殖補助医療業務に携わっていること
- (3) 本学会学術集会または日本臨床エンブリオロジスト学会学術大会のいずれかに最近 5 ヶ年以内に 2 回以上参加していること、但し、本学会学術集会には少なくとも 1 回は参加していること
- (4) 本学会学術集会または関連する学会に最近 5 ヶ年以内に 5 回以上参加していること。関連する学会とは第 12 条に示されたものを指す。
- (5) 本学会学術集会または第 12 条に示された学会の地方部会において、本人が筆頭で発表した場合、通算で最大 2 回まで、本学術集会及び関連する学会への参加回数に加算することができる。
- (6) 学会誌、関連学会誌あるいは国際的な関連雑誌に筆頭で論文を発表した場合、学会及び関連する学会に参加した回数に加えることができる。
- (7) 本学会主催の生殖補助医療胚培養士セミナーまたは日本臨床エンブリオロジスト学会主催のハンズオンワークショップへの参加は、学会及び関連する学会に参加した回数に加えることができる。
- (8) 生殖補助医療胚培養士認定後あるいは更新後に、少なくとも 1 回は本学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること

第 9 条 生殖補助医療胚培養士の資格更新を希望する者は、次に掲げる書類に審査料を添えて申請しなければならない。

- (1) 資格審査申込書
- (2) 履歴書（市販の A4 様式）
- (3) 生殖補助医療胚培養士の認定証の写し
- (4) 生殖補助医療臨床実務経験証明書 日本産科婦人科学会が認定する登録施設の実施責任医師による証明書（委員会所定の様式）
- (5) 所属する施設が日本産科婦人科学会の登録施設である旨の登録証の写し
- (6) 本学会学術集会あるいは関連する学会に、最近 5 ヶ年以内に 5 回以上の参加を証明する学会参加章の写し。ただし、参加回数に、①学会発表または論文発表を加える場合は、発表した学会の名称がわかる講演要旨集の写し、あるいは発表した論文の別刷、②本学会主催の生殖補助医療胚培養士セミナーまたは日本臨床エンブリオロジスト学会主催のハンズオンワークショップへの参加を加える場合は、受講あるいは参加証明書。

- (7) 学会の主催する「倫理」に該当する講習の受講証明書
- (8) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

第10条 生殖補助医療胚培養士の資格更新審査は、年1回実施する。

- 2 委員会における審査は、書類審査による。
- 3 委員会は、合否を判定し、理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。
- 4 理事会は、合格者を生殖補助医療胚培養士原簿に継続して登録し、合格者には、認定証を交付する。
- 5 理事会は、更新合格者名を学会の学術集会及び学会の機関誌で公表する。
- 6 更新審査料は10,000円とする。

#### 第4章 補則

第11条 一旦納入された審査受験料、受講料及び更新審査料の返還は行わない。ただし、新規申請者の書類審査不合格者には、生殖補助医療胚培養士資格認定講習会の受講料を返却する。

第12条 第2条(6)および第8条(4)で定義される関連する学会とは以下の学術集会(講演会)大会とする。

日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本IVF学会、国際生殖医学会(IFFS)、アメリカ生殖医学会(ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会(ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会(ASPIRE)、日本臨床エンブリオロジスト学会

- 2 前項記載の関連学会以外の追加あるいは前項記載の関連学会の削除は、委員会の判断で、変更することができる。

第13条 この規則は、学会の理事会の承認を受けなければ変更することはできない。

附則

この内規は平成14年11月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この内規は平成18年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成22年5月29日から施行する。

附則

この内規は平成24年5月26日から施行する。

附 則

この内規は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1. 内規から規則に改定、平成 28 年 10 月 21 日理事会で承認。
2. この規則は平成 28 年 10 月 21 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は平成 29 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は令和元年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は令和 5 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は令和 5 年 9 月 28 日から施行する\*

\*第8条、9条、12条の変更に関しては2029年の更新から効力を発揮する。